

フラット35子育て支援型及び地域活性化型の創設

「ニッポン一億総活躍プラン」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」における地方創生等の推進に向け、「子育て支援」、「UIJターン」、「コンパクトシティ形成」の施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、フラット35の金利を引き下げることにより、地方創生等を促進します。

(1) 事業要件

以下のすべての要件に適合する事業が対象となります。

- ① 事業を実施する地方公共団体において、計画・方針に基づき、以下の取組を積極的に実施していること。
 - ・ 子育て支援 : 保育の受け皿の整備等の子育て支援
 - ・ UIJターン : 起業支援等の地域活性化に資する取組及び空き家の解消に資する取組
 - ・ コンパクトシティ形成 : 都市機能の誘導等のコンパクトシティ形成に資する取組及び空き家の解消に資する取組
- ② 地方公共団体において、住宅の建設・購入に対して、一定の補助金等の財政支援を行うものであること。

※ 住宅金融支援機構に設置された有識者委員会において、事業内容が適切であると認められた事業である必要があります。

(2) 対象となる住宅

施策	対象となる要件	
フラット35 子育て支援型	若者子育て世帯	既存住宅
	若年子育て世帯・親世帯等による同居・近居	新築住宅・既存住宅
フラット35 地域活性化型	UIJターン	新築住宅・既存住宅
	コンパクトシティ形成	新築住宅・既存住宅

※ 対象となる要件は、地方公共団体が、地域の実情を踏まえて設定します。

(3) 支援内容

フラット35のお借入金利から、当初5年間、年▲0.25%引下げ

※ 本事業には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了します。

お客様のご利用方法、金融機関での受付開始時期、対象となる公共団体等につきましては、決まり次第、フラット35サイト (www.flat35.com) 等でお知らせします。

(事業イメージ)

